

川西市耐震改修促進計画

平成20年9月

川西市

『川西市耐震改修促進計画』の策定について

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、兵庫県下で未曾有の被害をもたらし、6,400余人もの尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者は5,502人で、さらに、約9割の4,831人が、住宅・建築物の倒壊等によるものであり、建築物の耐震性がいかに人命と深く関わっているかを如実に示すものとなりました。

本市ではこの教訓を踏まえ、兵庫県とも協調して、住宅の耐震診断、耐震改修の補助制度を創設するなど耐震化の促進に努めてきました。また、平成20年度からスタートした「第4次川西市総合計画後期基本計画」の中でも、住宅・建築物の質を高め、あらゆる災害に強い快適で安全安心な住まいづくり・まちづくりを推進することといたしております。

折しも、我が国においては、平成19年7月の新潟県中越沖地震や平成20年6月の岩手・宮城内陸地震等の大地震が頻発しており、さらに近い将来においては、「東南海・南海地震」の発生も予想されるなど、いつ、どこで大地震が起きてもおかしくない状況にあります。

こうした背景の下、国においては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正が行われ、平成27年度末における耐震化率を90%とする数値目標が掲げられております。また、兵庫県においても、「兵庫県耐震改修促進計画」が策定され、国の耐震化率を上回る数値目標が設定されたところです。

このような国、県の動向を踏まえ、本市においても住宅・建築物のさらなる耐震化を図るため、このたび「川西市耐震改修促進計画」を策定いたしました。

住宅・建築物の大半が民間の所有であることから、数値目標の達成に向けては、市民・事業者の皆さんの主体的な取り組みが不可欠となってまいります。耐震化の必要性・重要性を改めてご理解いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、市民一人ひとりが、安全で安心して暮らせる住まいとまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年9月

川西市長 **大塩民生**

目 次

1 計画概要	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画実施期間	1
2 川西市で今後発生が想定される地震規模の状況	2
3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1) 住宅耐震化の現況と目標	3
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標	4
(3) 【参考】市有建築物の耐震化率現況	5
4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	6
(2) 市有建築物の耐震化の推進	6
(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	6
(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	7
(5) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	7
(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	7
5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 相談体制の整備	8
(2) 自治会等との連携	8
(3) 関係団体との連携	8
6 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項	
.....	8

1. 計画概要

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）及び兵庫県耐震改修促進計画（平成19年3月策定）を勘案し、策定する。

本計画では、市内の現行の耐震基準を満たしていない建築物（旧耐震基準建築物）の耐震安全性を確保するための目標及び施策を定める。

【参考】◇国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）概要

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。

◇兵庫県耐震改修促進計画

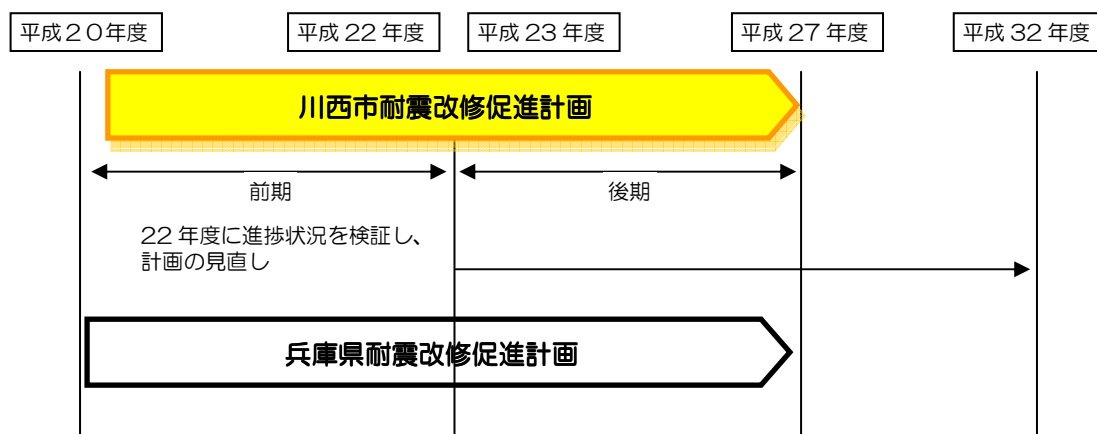
住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標をつぎのとおりとする。

- ・住宅の耐震化率を現況の78%を平成27年度までに97%とする。
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率を現況の78%を平成27年度までに92%とする。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{全ての建築物（棟数又は戸数）} - \text{昭和56年5月以前に着工した建築物のうち耐震性劣る建築物（棟数又は戸数）}}{\text{全ての建築物（棟数又は戸数）}}$$

(2) 計画実施期間

本計画の計画実施期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とする。
なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、計画実施期間の3年目にあたる平成22年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



2. 川西市で今後発生が想定される地震規模

兵庫県地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、県内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として下記の5つの地震を想定している。

なお、想定規模及び震度は兵庫県耐震改修促進計画〔資料編〕より川西市における想定最大震度を抜粋したものである。

想定地震	想定震源地	想定規模・震度
有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震	有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯	規模 M7.7 震度 6強
山崎断層帯地震	山崎断層帯	規模 M7.7 震度 5強
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層帯（淡路島南部）	規模 M8.0 震度 5強
日本海沿岸地震	但馬海岸付近	規模 M7.3 震度 5弱
南海地震	紀伊半島沖	規模 M8.4 震度 5強

※ 南海地震については、今世紀前半の発生が指摘されている。

（兵庫県地域防災計画： http://web.pref.hyogo.jp/pa18/pa18_000000005.html）

3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

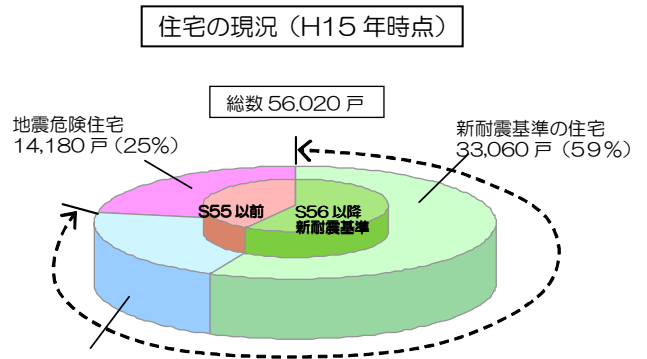
(1) 住宅耐震化の現況と目標

① 住宅耐震化の現況 (H15年時点)

現状での住宅の耐震化の状況は以下のとおりである。

ア 住宅総数	56,020戸
イ 地震危険住宅	14,180戸
ウ 現況耐震化率	約75%

(耐震化の現況は県資料による。)



② 住宅耐震化の目標設定方針

兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定する。

耐震性がある住宅
8,780戸 (16%)

耐震性あり
41,840戸 (75%)

③ 住宅の耐震化の目標 (平成27年度末)

兵庫県の目標を踏まえ、耐震化率97%を目指す。

住宅耐震化目標等とりまとめ

現況 (H15時点)

区分	戸数
住宅総数	56,020
耐震性有	41,840
(耐震化率)	75%
耐震性無	14,180

目標 (H27)

区分	戸数
住宅総数	58,970
耐震性有	57,210
(耐震化率)	97%
耐震性無	1,760

耐震化必要戸数	12,420
自然減	4,920
施策による減	7,500

1. 住宅総数の伸びは、県推計に合わせた。

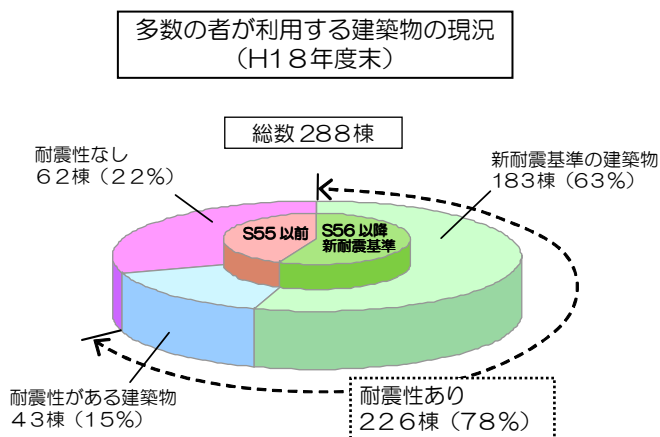
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況 (H18年度末)

耐震改修促進法第6条第1項第1号に定める用途の内、階数3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の建築物を対象とする。

ア	建築物総数	288棟
イ	耐震性がない建築物数	62棟
ウ	現況耐震化率	約78%

(耐震化の現況は県が平成18年度に実施した調査結果をもとに推計した。)



② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針

国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、目標を設定する。

特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については早期の耐震化を目指す。

③ 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

兵庫県の目標を踏まえ、耐震化率92%を目指す。

多数の者が利用する建築物耐震化とりまとめ 現況 (平成18年度末)

区分	棟数	(耐震化率)
全体	建築物全体	288 (78%)
	新耐震	183 (63%)
	旧耐震	105
	耐震性有	43 (15%)
	耐震性無	62
市有	建築物全体	88 (18%)
	新耐震	35 (12%)
	旧耐震	53
	耐震性有	17 (6%)
	耐震性無	36
民間	建築物全体	200 (60%)
	新耐震	148 (51%)
	旧耐震	52
	耐震性有	26 (9%)
	耐震性無	26

目標 (平成27年度末)

耐震化率

92%

多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第6条第1項第1号に定める用途の内、階数3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の建築物を対象とする。(国の基本方針)

(建築物用途の例)

- ・学校、体育館、病院
- ・劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル
- ・事務所
- ・賃貸住宅(共同住宅に限る)、老人ホーム
- ・店舗、飲食店
- ・工場、自動車車庫
- ・保健所

【参考】市有建築物の耐震基準の現況（平成18年度末）

区分	建築物数 (棟)	新耐震基準 (棟)	旧耐震基準 (棟)	備 考
合計	229 (88)	101 (35)	128 (53)	
学 校	64 (49)	19 (11)	45 (38)	小学校・中学校 特別支援学校
幼稚園	14 (0)	2 (0)	12 (0)	
福祉施設	16 (2)	13 (2)	3 (0)	老人ホーム・老人福祉セ ンター・児童センター等
保育所	9 (0)	1 (0)	8 (0)	
集会施設	59 (4)	30 (1)	29 (3)	公民館・自治会館 文化会館等
運動施設	5 (0)	4 (0)	1 (0)	体育館・プール 弓道場等
市営住宅	35 (25)	18 (17)	17 (8)	
庁 舎	6 (5)	3 (2)	3 (3)	本庁舎・総合センター・ 保健センター等
病 院	1 (1)	1 (1)	0 (0)	
その他	20 (2)	10 (1)	10 (1)	消防署・博物館 ポンプ場・斎場等

※ 上段は、規模にかかわらず全ての棟数を示す。

※ 下段（ ）は、階数3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の建築物の棟数を示す。

※ 市営住宅は、1団地を1棟として計上した。

4. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、川西市としては、既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、自ら所有する建築物の耐震化を推進する。

(2) 市有建築物の耐震化の推進

主要な市有建築物については21年度までに耐震診断を完了し、以後耐震化の目標を踏まえてその他の建築物の耐震診断を含め、耐震改修工事を実施する。

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断の推進

住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を推進する。

② 川西市住宅耐震改修促進事業の推進

川西市において、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進している。このことについて、市民に周知する。

③ 多数の者が利用する建築物に係る耐震診断補助事業の推進

民間の学校、病院、福祉施設について耐震診断への助成を行い、その耐震化を促進する。

- 建 築 年 次：昭和56年5月以前着工建築物
- 規 模：階数3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上
- 用 途：学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設
- 負 担 割 合：国 1/3、県 1/6、市町 1/6、事業者 1/3
- 事 業 主 体：川西市
- 補助対象限度額：1棟あたり1,500千円
- 事 業 期 間：平成20～23年度

(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 相談体制の拡充

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建築指導課において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、市及び県の耐震改修補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

② 住宅改修業者登録制度の周知

市民が耐震改修の実施にあたり、安心して業者を選択できる環境を整備するため、技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度を兵庫県が実施している。この制度の活用及び周知を図る。

(5) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を派遣するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

② 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて県が単独で創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを推進している。市民に対しこの制度の周知を図る。

(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設等については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民あげて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の整備（再掲）

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建築指導課において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、市及び県の耐震改修補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 自治会等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、自治会等と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、市民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

6. 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

市は、他の所管行政庁と連携し、「特定行政庁連絡会議」を活用して、県下の多数の者が利用する建築物の耐震化促進に関する具体的な取り組み方針を協議する。

市はその方針を踏まえて、市内の多数の者が利用する建築物に対する指導等を実施する。